



給与支払報告書
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

愛知県知多郡 南知多町長 殿		給与 支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地											特別徴収 義務者番号				
令和 年 月 日提出			氏名又は名称	Ⓜ										連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	係			
			個人番号 又は法人番号												氏名			
																	電話	() - 内線
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日		異動の事由 (○で囲む)		未徴収税額 の徴収方法 (○で囲む)								
(フリガナ) 氏名	(旧姓)		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日		異動の事由		未徴収税額								
生年月日	(大正・昭和・平成) 年 月 日		円	月から 月まで	月から 5 月まで	年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他		1. 特別徴収 の継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収								
個人番号				円	円													
住所 (1月1日現在)	南知多町大字																	
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所		1月1日から退職時 までの給与支払額	円	控除社会 保険料額	円		一括徴収した税額は 月分 で納入します。										

◎ 納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄にも記載してください。

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

納税者が 月分から月割額 円の特別徴収の
継続を希望している旨連絡済です。

新特別徴収義務者番号 ※	
新しい勤務先 名称	納税者番号
所在地 (〒) (TEL)	

(役場提出用)

※ 欄は記入を要しません。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	徴収予定	
	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
異動者印 Ⓜ	月 日	
	月 日	
	月 日	

※町処理欄	現年度		備考欄
	新年度		

給与支払報告書
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

控

愛知県知多郡 南知多町長 殿		給与 支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地											特別徴収 義務者番号			
令和 年 月 日提出			氏名又は名称	Ⓜ										連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	係		
			個人番号 又は法人番号														氏名
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日		異動の事由		未徴収税額の徴収方法							
(フリガナ) 氏名	(旧姓)		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日		異動の事由 (○で囲む)		未徴収税額 の徴収方法 (○で囲む)							
生年月日	(大正・昭和・平成) 年 月 日		円	月から 月まで	月から 5 月まで	年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他		1. 特別徴収 の継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収							
個人番号				円	円												
住所 (1月1日現在)	南知多町大字																
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所		1月1日から退職時 までの給与支払額		円	控除社会 保険料額		円		一括徴収した税額は 月分 で納入します。							

◎ 納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄にも記載してください。

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

納税者が 月分から月割額 円の特別徴収の 継続を希望している旨連絡済です。			新特別徴収義務者番号 ※
(義務者用)	新しい勤務先	名称	納税者番号
	所在地	(〒) (TEL)	

※ 欄は記入を要しません。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	徴収予定	
	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
異動者印 Ⓜ	月 日	
	月 日	

◎ 1月1日から、4月30日までの間に退職等された方に未徴収税額がある場合は、納税者の申出の有無にかかわらず一括徴収してください。

給与所得者異動届出書の記入について

1. 異動届出書は 役場提出用と義務者用があります。2枚1組で使用してください。
2. 次の場合は異動届出書に必要事項を記入し、役場提出用（1部）を提出してください。なお、控は事業所で保管してください。
 - (1) 交付不能の通知書がある場合
退職、その他の理由で納税義務者がすでにいない場合は、異動届出書の提出と同時に、税額の通知書もお返しくくださるようお願いいたします。
 - (2) 納税義務者が退職・休職・転勤・死亡などにより給与の支払を受けなくなった場合
翌月の10日までに提出してください。
3. 退職（休職）者等の一括徴収について
 - (1) 6月1日から12月31日までに退職等される方の未徴収税額は納税者の申し出により一括徴収してください。
 - (2) また、1月1日から、4月30日までの間に退職等された方に未徴収税額がある場合は、納税者の申し出の有無にかかわらず一括徴収してください。
4. この異動届出書の提出がないと
いつまでも滞納というかたちで残りますので、事業所に大変ご迷惑をおかけすることになります。
また、納税義務者にもご迷惑がかかります。必ず期限内に提出してくださるようお願いいたします。